

「イタリアの教育改革が示唆するもの」

FLECフォーラム＋クロージングシンポジウム

神奈川県立鶴見支援学校教員／東京大学教育学部非常勤講師

2026年2月1日(日) 大内紀彦



大内 紀彦
神奈川県特別支援学校教員

職歴

2013～2014年 神奈川県 知的障害、肢体不自由特別支援学校勤務

2014～2020年 神奈川県 知的障害特別支援学校勤務

2020～2023年 神奈川県 知的障害特別支援学校勤務

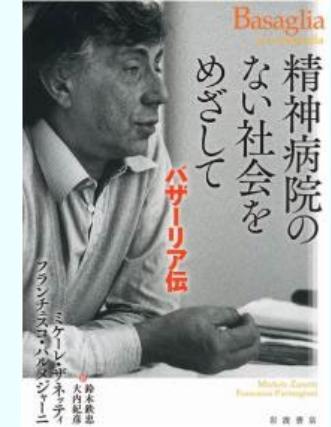
2023年4月～
2024年3月 ボローニヤに滞在しイタリア各地の学校を調査

2024年4月～
2025年2月 神奈川県立鶴見支援学校勤務
東京大学教育学部非常勤講師
東京大学バリアフリー教育開発研究センター協力研究員
イタリア滞在中の研究成果を『フルインクルーシブ教育
見聞録—イタリアの現場を訪ねて—』(現代書館)として
刊行

2016年 共訳『精神病院のない社会をめざして バザーリア伝』(岩波書店)



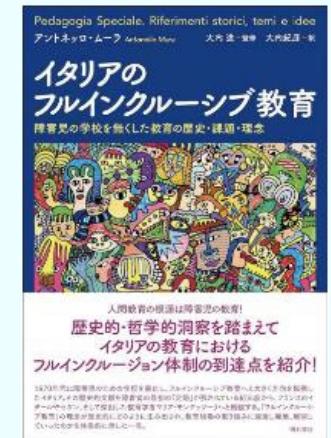
2017年 共訳『バザーリア講演録 自由こそ治療だ!』(岩波書店)



2022年 大内進監修・大内紀彦訳『イタリアのフルインクルーシブ教育』(明石書店)



2024年 原田琢也・伊藤駿編『インクルーシブな教育と社会』(ミネルヴァ書房)
(大内紀彦 共著 第10章「イタリア」担当)



2025年2月出版

大内紀彦著
『フルインクルーシブ教育見聞録
—イタリアの現場を訪ねて—』



はじめに ー新たな旅の始まりー

- Report1 「共に生きる」を学ぶ ーリミニの「永遠の」教育学園訪問記ー
- Report2 学校は社会を映し出す鏡 ーボローニヤ大学「支援教師」養成講座①ー
- Report3 イタリア式インクルーシブ教育の秘訣 ーボローニヤ大学「支援教師」養成講座②ー
- Report4 地域に開かれた学校 ーローマの子どもたちの夏 サマーセンターー
- Report5 これはボランティアじゃないんだ ーローマの障害のある人々の夏 サマー・キャンプー
- Report6 インクルーシブな教育を継続させる「学校群」制度 ーローマ、ボローニヤ、サルデーニヤ島の視察旅行ー
- Report7 ICFモデルに根ざした個別教育計画と実践 ーサルデーニヤ島での2度目の教育実習ー
- Report8 自閉症の生徒とクラスメイト ーイタリアの学校のインクルーシブな学習環境づくりー
- Report9 地域の専門機関が果たす役割 ーボローニヤのカヴァッツア盲人施設が担う機能ー
- Report10 ローマのヴァッカーリ特別小学校 ーフルインクルーシブ教育のイタリアに残された特別学校ー
- Report11 イタリアの高校で学ぶ障害のある生徒たち ーフィレンツェのL科学高校とトリエステのC言語高校ー
- Report12 アッジジ盲学校を支える二つの専門機関

論 考 なぜインクルーシブ教育なのか ーイタリアの教育を支える理念と論理ー

おわりに

コラム1 ろう者たちのバール「Senza Nome」

コラム2 星空映画と車いすユーザー

コラム3 ヴィチェンツァのキエリカーティ宮殿 ー誰もがアクセス可能な美術館をめざしてー

コラム4 リミニ近郊にあるP小学校長へのインタビュー

コラム5 アンコーナの「手で触る」オメロ美術館

コラム6 精神科医フランコ・バザーリアと歩んだイタリアの精神医療改革 ーミケーレ・ザネッティとの対話ー

① インクルーシブ教育が推進される現状とは？

インクルージョン ⇔ エクスクルージョン
包摂・包括 ⇔ 除外 排除 排斥

インクルージョンの推進 ⇒ エクスクルージョンが生じている状態

② 「誰」が、「何」から除外・排除されているのか？

「誰」 ⇒ 障害児を中心に、多様な特性やニーズのある子供たち

「何」 ⇒ メインストリームの教育(保育園／幼稚園、地域の学校の通常級)

インクルーシブ教育の実現がめざすのは、差別や排除を解消 ⇒ メインストリームの

教育に包摂 ⇒ 同じ場で学ぶことを権利としてすべての子供に保障すること

- ・2014年 ⇒ 2024年（最近10年の変化）
- ・日本では、義務教育段階の児童・生徒数 **1割減少**

就学前

児童発達支援
センター・事業所
(療育センター)

保育園
幼稚園等

特別支援教育を受ける児童・生徒数は**倍増**

特別支援学校

6.9万人

1.3倍

8.7万人

小学校・中学校

特別支援学級

18.7万人

2.1倍

39.5万人

通常の学級(通級による指導)

8.4万人

2.3倍

20.1万人



イタリアの教育の歴史的な変遷

分離教育の時代

1920年代 特別な教育の措置がはじまる
(聾・盲の単一障害の生徒が義務教育対象)

1940年代 1948年 イタリア共和国憲法
(万人に開かれた学校、初等教育の無償・義務化)

統合教育の時代

1970年代 1971年 法律第118号 統合教育の前提をつくる
1975年 内閣委員会(ファルクッчи委員長)の勧告
1977年 法律第517号
(特別学校は廃止、支援教師の配置
義務教育段階での地域の学校への就学保障)

フルインクルーシブ教育の時代

1990年代 1992年 法律第104号
(学校と地域の諸機関との連携が整備、
障害児の学校教育への「包摂」が明確化)

2000年代 2009年 障害者権利条約に批准し国法へ

人権や教育に関わる世界の議論の流れ

1948年 国連「世界人権宣言」

1959年 国連「児童権利宣言」
「ノーマライゼーション」の議論始まる
(障害者も健常者と同じ権利を持つ)

1971年 「精神遅滞者(知的障害者)の権利宣言」

1975年 「障害者の権利宣言」

1978年 「ウォーノックレポート(英)」で
「Special Educational Needs」の理念

1989年 「子どもの権利条約」

1994年 「サラマンカ宣言」

2006年 障害者権利条約



分離教育からフルインクルーシブ教育までの足取り

◆1971年法律第118号

- ▶ (重度の障害児を除き)、公立の小学校で通常教育を受ける権利を保障

◆1976年法律第30号で、視覚障害児が通常教育を受ける権利を保障

◆1977年法律第517号 -統合教育-

- ▶ 小学校と中学校(当時の義務教育)で通常教育を受ける権利を保障
- ▶ 聴覚障害児が通常教育を受ける権利を保障

⇒(重度の障害児を除いて)すべての障害児が義務教育段階で通常教育を受ける権利を保障

◆1987年憲法裁判所判決第215号で、高校で通常教育を受ける権利を保障

◆1991年教育省令で、幼稚園(3~6歳)で通常教育を受ける権利を保障

◆1992年法律第104号 -フルインクルーシブ教育-

- ▶ 保育園(0~3歳)と大学で通常教育を受ける権利を保障
- ▶ 1971年法律118号にあった「重度の障害児を除き…」という条項を撤廃

★★★第12条「障害に起因する学習上の困難…が教育を受ける権利の行使の妨げにならない…」

⇒すべての障害児が、保育園から大学までのすべての学校段階で、通常教育を受けることを保障

世界のインクルーシブ教育推進の根拠となる主な国際条約・宣言

- ・**児童(子ども)の権利条約**(国連1989年、日本の批准は1994年)
- ・**サラマンカ宣言**(ユネスコ＋スペイン政府1994年)
- ・**障害者権利条約**(国連2006年、日本の批准は2014年)

児童の(子ども)の権利条約(1989年)

障害児が教育を受ける権利を初めて明文化した国際条約。

⇒子どもは守られる存在、**子どもは権利の主体**

(4つの権利のうちの1つ) 「**育つ権利(教育への権利)**」

(4つの原則のうちの1つ) 「**差別のないこと(差別の禁止)**」

2019年「第4回・第5回政府報告に関する総括所見より」

- ・**“統合された学級”における包摂的教育を発展させ**実施するために、適切な人 的・技術的資源及び財源に支えられた施策を強化すること。
- ・**専門教員及び専門家を養成し**、学習障害のある児童に個別支援やあらゆる適正な配慮を提供する**“統合された学級”**に配置すること。

サラマンカ宣言(1994年)

インクルーシブ教育の考え方を初めて明文化した国際文書

5つの基本原則

- ・すべての子どもが教育への権利を持つ
- ・すべての子どもがそれぞれの学習ニーズを持つ
- ・特性やニーズに即した教育システムを構築する必要がある
- ・すべての子どもたちに「通常学校」に通う権利が保障される
- ・インクルーシブな学校がインクルーシブな社会をつくる

障害者権利条約(2006年)

インクルーシブ教育に関する事項

第24条 教育

あらゆる段階の教育制度をインクルーシブなものとする

- (a)一般的な教育制度から排除されず、初等・中等の義務教育から排除されない
- (b)自己の住む地域社会でインクルーシブな初等・中等教育にアクセスできる

「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見4号(2016)」より

インクルーシブ教育は……(a)すべての学習者の基本的人権である

障害者権利委員会の総括所見(2022年)

分離した特別教育の廃止(=日本の教育は障害児を分離した分離教育である)

国際的にスタンダードな理念を踏まえたインクルーシブ教育の推進へ

子どもの権利条約 ⇒ 権利の対象はすべての子ども、差別の禁止、

子どもは権利主体、統合された学級に包摂

サラマンカ宣言 ⇒ すべての子どもたちに「通常学校」に通う権利が保障

インクルーシブな学校が、インクルーシブな社会をつくる

障害者権利条約 ⇒ あらゆる教育制度をインクルーシブなものへ

(障害児が) 一般的な教育制度から排除されない

インクルーシブ教育はすべての学習者の基本的人権



ご清聴ありがとうございました